レンタル無線ルータ　利用規約

2026 年 1 月 26 日版

第1章 総則

第1条 （本規約の目的）

株式会社ＵＳＥＮ ＮＥＴＷＯＲＫＳ（以下「当社」といいます。）は、レンタル無線ルータ利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりレンタル無線ルータサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 （本規約の変更）

当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。

① 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

② 本規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、本規約を変更するときは、予め当社のホームページへの掲載又は当社が別に定める方法により、変更後の本規約の内容とその効力発生日を契約者に通知します。

3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第3条 （用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	本規約に基づき当社と契約者との間に成立する本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している者
レンタル無線ルータ	本サービスにより提供する無線 LAN 機能が付いたブロードバンドルータ
回線サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して当社が行う電気通信サービス
インターネット接続サービス	契約者に 32bit または 128bit のインターネットプロトコルのアドレス（IP アドレス）を割り当て、当社または当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を利用して、電気通信設備からインターネットへの接続を可能にする電気通信サービス
料金月	毎月１日から同月末日までの一月

第2章 本サービスの提供

第4条 （本サービスの提供態様）

本サービスは、当社が提供する回線サービスに付随して提供されるものであり、回線サービスを宅内で無線 LAN 経由で利用する事を目的として、当社が所有するレンタル無線ルータを貸与するものです。

第3章 契約

第5条 （契約の単位）

本サービスの利用希望者は、当社との間で締結している回線サービスの契約（以下「回線契約」といいます。）１つに対し、3 台分の利用契約を締結することができるものとします。

第6条 （契約申込の方法）

本サービスの利用希望者は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続に従って本サービスの利用を当社に申込むものとします。

第7条　（契約申込の承諾）
申込者は、本規約の内容を承諾の上で当社所定の方法により利用契約の申込みを行うものとし、当社が当該申込みを承諾したときに、利用契約は申込日に遡って成立するものとします。
2.　当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
①　本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
②　利用契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
③　申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
④　当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
⑤　当社が、利用希望者が反社会的勢力（第 31 条に定義）であると判断したとき。
⑥　当社が、納入するレンタル無線ルータを受領しなかったとき。
⑦　回線サービスの設置先住所と別の場所で利用するとき。
⑧　当社が提供する回線サービス以外の回線サービスを利用するとき。
3.　当社が、第１項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第8条　（本サービスの利用開始日）
当社が契約者へ本サービスの提供を開始する日（以下「サービス利用開始日」といいます。）は、第 9 条に基づき当社が契約者に納入するレンタル無線ルータを契約者が受領した日（以下「機器受領日」といいます。）をいいます。ただし、回線契約の申し込みを利用契約の申し込みと同時に行う場合における本サービス利用開始日は、機器受領日、または回線サービスのサービス提供開始日のいずれか遅い日とします。

第9条　（レンタル無線ルータの納入）
契約者へのレンタル無線ルータの納入は、利用契約の成立後に、当社が指定する業者（以下「配送業者」といいます。）が、契約者が回線契約において当社に登録している設置先住所宛に配送することにより行います。
2.　配送業者が契約者によるレンタル無線ルータの受け取りを確認したことをもって、契約者へのレンタル無線ルータの引渡しが完了したものとします。
3.　契約者は、第 6 条に基づく利用契約の申し込みに際して当社に申告した事項のうち、本条第１項に基づく配送および本条第 2 項に基づく確認に必要な事項を当社が配送業者に提供および開示すること、ならびに配送業者がその委託先に提供および開示することを承諾するものとします。
4.　契約者は、自己の費用負担および責任において、当社から納入を受けたレンタル無線ルータの利用に必要な設定及び機器のメーカーが推奨する方法での保管を行うものとします。
5.　契約者は、回線サービスを宅内でレンタル無線ルータを経由して利用する以外の目的のために、当社から納入を受けたレンタル無線ルータを利用してはならないものとします。

第10条（修理・交換等）
契約者は、利用契約の有効期間中にレンタル無線ルータに故障が発生した場合において、レンタル無線ルータの修理・交換を希望する場合、別途当社指定の方法により、指定の場所へレンタル無線ルータを送付するものとします。当該修理または交換は、原則として無償で行うものとしますが、以下の各号のいずれかに該当する場合には、別紙（料金表）に定める機器損害金を当社へ支払うものとします。
①　使用上の誤り、当社が認めた機器以外の機器との接続による故障および損傷。

② お客様へレンタル無線ルータ引渡し後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入などによる故障および損傷。
③ 火災、地震、風水害その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧などによる故障および損傷。
④ お客様による不当な修理や改造による故障および損傷。
⑤ 使用説明書で禁止する使用条件等お客様の責に帰すべき事由による故障および損傷。
⑥ レンタル無線ルータの交換品を納品してから30日以内に、故障したレンタル無線ルータの返却がない場合。
⑦ 故障したレンタル無線ルータの返却時に、当社が貸与した機器等（説明書、LANケーブル、箱、その他付属品等を含みます。）の返却がない場合。

第11条（レンタル提供態様）
レンタル無線ルータの提供の態様は、本サービス利用開始日から利用契約が解約されまたは終了した日までの期間において、貸与とし、レンタル無線ルータの所有権は当社に帰属します。
2. 契約者は、レンタル無線ルータを善良な管理のもと、注意をもって取扱わなければならず、契約者の責により紛失、破損、故障等した場合は、契約者は、当社の請求により、かかる紛失、破損、故障等によって当社が被る損害を賠償するものとします。
3. 本サービスは当社が提供する対象の回線サービスに関連して提供されるものであり、対象となる回線サービスの契約が開始にならなかった場合、または解約となった場合、利用契約も解約または取消となります。

第12条（レンタル無線ルータの返還）
契約者は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社が指定する方法で、レンタル無線ルータを当社へ返還するものとします。
① 第19条（契約者による解約）または第20条（当社による解除）により利用契約が解約されたとき。
② 回線契約が解約または申込取消になったとき。
③ 本サービスの提供が中止および終了したとき。
2. 契約者は、利用契約が解約されまたは終了した場合、当社が契約者へ別途送付する返却キットを用いて解約日から30日以内にレンタル無線ルータを当社に返送しなければなりません。なお、契約者の帰責事由により利用契約が解約されたときは、利用契約終了後ただちに、別紙（料金表）に定める解約事務手数料を支払うものとします。
3. 契約者が利用契約の解約から30日を経過しても前項に従いレンタル無線ルータ及び当社が貸与した機器等（説明書、LANケーブル、箱、その他付属品等を含みます。）を返却しなかった場合、契約者は、別紙（料金表）に定める機器損害金を当社所定の期日までに、当社所定の方法により支払うものとします。
4. 契約者は、レンタル無線ルータの返却時に、爆発物、毒物、放射性物質、その他当社および関係者に損害を及ぼすおそれのある物品を含めてはならないものとします。

第13条（権利の譲渡の禁止）
利用契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、利用契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第14条（契約者の氏名等の変更の届出）
契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。
2. 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3. 第１項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第15条（契約者の地位の承継）
相続等により、契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとし、変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

第4章 提供中止等

第16条（提供中止）
当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
① 当社が回線サービスの電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の障害、保守上、工事上、その他やむ得ない事由が生じたとき。
② 第 17 条（提供停止）の規定により、本サービスの利用を制限するとき。
③ 前各号の他、当社が本サービスの提供を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、当社のホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条（提供停止）
当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
① 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
② 回線契約の提供を停止したとき。
③ 契約者が回線契約又は当社と締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
④ 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
⑤ 契約者が過度に頻繁に問合せ等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
⑥ 当社の業務の遂行又は本サービスの提供に利用される電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
⑦ 前各号に定める他、当社に損害を与えたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当社からあらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（本サービス提供の終了）
当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 前項の規定により当社が本サービスの提供を終了する場合、当社のホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知

し、当該終了日をもって利用契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

3. 第１項の規定により当社が本サービスの提供を終了する場合、レンタル無線ルータの所有権は解約日をもって契約者に移転するものとします。

第19条（契約者による解約）

契約者は、利用契約を解約する場合、当社所定方法により当社に届け出るものとします。当該届出が不備なく当社に到着した場合には、到着した日の属する月の翌月末日をもって利用契約は解約されるものとします。ただし、当該届出に不備がある場合はこの限りではなく、不備が訂正された日の属する月の翌月末日をもって解約されるものとします。なお、契約者が回線契約を解約した場合は、回線契約の解約日と同日に利用契約も解約されるものとします。

2. 契約者は、利用契約の終了後、ただちに別紙（料金表）に定める解約事務手数料を支払うものとします。

第20条（当社による解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、利用契約を解除することができます。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、事前の契約者への通知をすることなく利用契約を解除できるものとします。

① 第 18 条（本サービス提供の終了）第１項により本サービスの提供が終了した場合
② 第 17 条（提供停止）の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき
③ 契約者が支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
④ 契約者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
⑤ 契約者が差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
⑥ 契約者が破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合

第５章　利用料金

第21条（利用料金）

本サービスの利用料金は、別紙（料金表）に定めるところによります。

第22条（利用料金の支払義務）

契約者は、第８条に定める本サービスの利用開始日の属する月の翌月１日から起算して、利用契約の解約日までの期間について、別紙（料金表）に規定する月額利用料の支払いを要します。

第23条（割増金）

契約者は、利用料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第24条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法廷利率で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第25条（利用料金計算方法等）

当社は、契約者が利用契約に基づき支払う利用料金を、料金月に従って計算します。

2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
3. 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
4. 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第26条（利用料金等の支払）
契約者は、利用料金等を次の各号に定める方法により支払うものとします。
① クレジットカード
② その他当社の定める方法
2. 契約者は、料金の支払いが クレジットカード会社から承認されなかったときは、当社の指定の払込票を使い料金を支払うものとします。

第27条（消費税相当額の加算）
第 22 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により定める料金の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める消費税相当額を加算した額とします。

第 6 章　損害賠償

第28条（責任の制限）
当社は、本サービスの提供において、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
① 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
② 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
③ 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
④ 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

第29条（免責事項）
当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第 7 章　個人情報の取扱

第30条（個人情報の取扱）
当社は、本サービスを遂行するため契約者より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます）を、個人情報の保護に関する法律（平成１　５年法律第５７号）および当社が別途定める「個人情報保護方針／個人情報の取扱いについて（https://usen-networks.co.jp/privacy.php）」（以下「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。
① 契約者への本サービスの提供
② 契約者の管理
③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
④ 本サービスの利用に必要となる機材等の梱包、発送業務
⑤ 利用料金の請求に関する業務
⑥ 契約者からの問合せへの対応業務
⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
⑧ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘

⑨　キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
⑩　新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
3.　当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、（イ）契約者の同意が得られた場合、（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要に応じ開示することがあります。
4.　当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。
5.　本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第 8 章　雑則

第31条（反社会的勢力に対する表明保証）
契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団 関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2.　契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
①　反社会的勢力に属していること。
②　反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
③　反社会的勢力を利用していること。
④　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
⑤　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
⑥　自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞等を用いたこと。
⑦　法的な責任を超えた不当な要求行為をしたこと。
⑧　その他前各号に準ずる行為をしたこと。
3.　前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第32条（法令に規定する事項）
本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第33条（準拠法）
本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第34条（紛争の解決）
利用契約又は本規約に関する紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
2025 年 3 月 3 日制定
2025 年 3 月 5 日改定
2026 年 1 月 26 日改定

別紙 料金表【料金】

※金額は税込表示です

1.　利用料

区分	単位	月額利用料
月額利用料	1 台	550 円(税抜価格 500 円)
(1) 利用開始日を含む月は月額利用料を請求しません(課金開始日は利用開始日の属する月の翌月 1 日となります。)。 (2) 利用開始日と利用契約が終了する日の属する月が同一の場合、月額利用料を全額お支払いいただきます。		

2.　初期費用

区分	単位	料金額
初期費用	1 台	1,650 円（税抜価格 1,500 円）
(1) 複数台ご契約の場合、1 台ごとに初期費用をお支払いいただきます。		

3.　解約金

区分	単位	料金額
解約事務手数料	1 台	1,650 円（税抜価格 1,500 円）
(1)　複数台ご契約の場合、1 台ごとに解約事務手数料をお支払いいただきます。 (2)　第 12 条（レンタル無線ルータの返還）第 2 項で定めるとおり、契約者の帰責事由により利用契約が解約された場合にお支払いいただきます。		

4.　機器交換費

区分	単位	料金額
機器交換費	1 台	1,650 円（税抜価格 1,500 円）
(1) 機器交換費は、機器の交換を希望する場合またはレンタル無線ルータの故障がお客様の責に帰すべき事由による場合にお支払いいただきます。また、本規約第 10 条（修理・交換等）第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、別途機器損害金 5,000 円（不課税）をお支払いいただきます。 (2) 機器交換を行う場合、交換後の機器のメーカー、型番などが交換前と異なる場合があります。		

5.　機器損害金

区分	単位	料金額
機器損害金	1 台	5,000 円（不課税）
(1) 機器損害金は、本規約第 10 条（修理・交換等）各号または第 12 条（レンタル無線ルータの返還）第 3 項に該当する場合にお支払いいただきます。		

以上